

## 会社法の見直しに向けた論点の検討(2)

### 第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

指名委員会等設置会社制度の見直しを検討することについて、どのように考えるか。

#### (補足説明)

##### 1 背景事情

指名委員会等設置会社制度は、平成14年の商法改正により導入された委員会等設置会社制度を前身とするものであり、制度の導入から現在に至るまで、実質的な改正はされていない。この点、政府が令和6年6月21日に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、「コーポレートガバナンス改革について、指名委員会等設置会社制度の運用実態の検証と改善検討を含め、継続して進める。」とされており、指名委員会等設置会社制度の改善検討が求められている。

ところで、指名委員会等設置会社においては、

- ① 各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならないが（会社法第400条第3項）、取締役の過半数が社外取締役でなければならないものはされておらず、
- ② 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有しており（会社法第404条第1項）、取締役会が指名委員会の決定を覆すことはできないものとされている。

このような制度設計となったのは、指名委員会等設置会社制度の前身である委員会等設置会社制度が導入された平成14年の商法改正の時点では、社外取締役の適任者が少ないことが指摘されており、取締役の過半数が社外取締役でなければならないものとする、この要件を満たすことができる株式会社が非常に少なくなってしまうという懸念があったことを踏まえ、社外取締役が過半数を占める3つの委員会を設置するとともに、取締役会（社内取締役が多数を占めていることが想定される）が各委員会の決定を覆すことができないものとするにより、取締役の過半数が社外取締役である場合と同等の監督機能を有する取締役会を実現することができるようにすることを意図したものであったと説明されている<sup>1</sup>。

しかしながら、コーポレートガバナンス・コードの制定及びその後の改訂

<sup>1</sup> 始関正光編『Q&A平成14年改正商法』（商事法務、2003年）70頁。

を経て、東京証券取引所に上場する株式会社については、令和4年7月14日当時、全体の9.2%（345社）、プライム市場上場会社の12.1%（223社）の株式会社において取締役の過半数が独立社外取締役となっており<sup>2</sup>、さらに、令和6年10月24日当時、指名委員会等設置会社の80%（95社中の76社）において取締役の過半数が社外取締役となっているなど<sup>3</sup>、上場会社における社外取締役の選任状況は、平成14年の商法改正の時点から大きく変化している（少なくとも、取締役の過半数が社外取締役であるという要件を満たすことができる株式会社は非常に少ないのではないかという平成14年当時の懸念は、現在においては当てはまらない。）。

このような状況の下、取締役の一部のみで構成される指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有することは、特に取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しいとの指摘がある<sup>4</sup>。

## 2 機関設計の在り方の見直し

一般に、会社法上の主要な機関設計は、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、監査役設置会社の3類型に分類されると整理されている。前記1のとおり、指名委員会等設置会社制度が導入された平成14年当時と比べると、上場会社における社外取締役の選任状況は大きく変化しており、監査等委員会設置会社制度<sup>5</sup>が導入された平成26年から約10年が経過していることなどを踏まえると、指名委員会等設置会社だけではなく機関設計の

---

<sup>2</sup> 株式会社東京証券取引所「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2023」（2023年3月）36頁～37頁。また、令和4年7月14日当時、東京証券取引所上場会社全体のうち社外取締役を選任している会社は、98.6%である（同36頁）。

<sup>3</sup> 日本取締役協会「東京証券取引所上場企業 指名委員会等設置会社リスト（2024/10/24現在）」（<https://www.jacd.jp/news/iinkaisecchi2.pdf>）。

<sup>4</sup> 富山和彦「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第29回）意見書」（<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryu/20240418/08.pdf>）。

<sup>5</sup> 監査等委員会設置会社制度は、監査役設置会社で任意に社外取締役を選任する上場会社の数が大多数とはいえない状況の下（平成22年当時、東京証券取引所上場会社である監査役設置会社のうち、社外取締役を選任している会社の割合は47.6%であった。）、業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、監査をする者が業務執行者の任免を含む取締役会の決議における議決権を有するとともに、重複感・負担感（2人以上の社外監査役の選任が義務付けられている監査役会設置会社においては、社外監査役に加えて社外取締役を選任することの重複感・負担感があるとの指摘がされていた。）をできるだけ避けつつ社外取締役の機能を活用しやすくするための方策として創設された制度であるとされている（坂本三郎編『一問一答 平成26年改正会社法〔第2版〕』（商事法務、2015年）18頁）。

在り方を見直すことを検討することも考えられる。しかしながら、このような見直しは、実務への影響が極めて大きく、短期間のうちに実現することは、困難であるとともに、相当ではないようにも考えられ、長期的な課題として取り組むべきものであるとも考えられる。仮に、そのような考え方の下で、今回は指名委員会等設置会社制度の見直しを検討するにとどめるにしても、将来実現すべき機関設計の在り方について、ある程度のイメージを形成しておくことは有益であるとも考えられる。

以上を踏まえ、機関設計の在り方に関する議論の進め方について、どのように考えるか。また、これを長期的な課題であると整理する場合であっても、将来実現すべき機関設計をどのように考えるか。例えば、委員会型（いわゆるモニタリング・モデルの類型）と監査役型（いわゆるマネジメント・モデルの類型）の2類型に再構成することなども考えられるが、どのように考えるか。

### 3 指名委員会等設置会社制度の見直し

#### (1) 見直しの方向性

前記2のとおり、機関設計の在り方を見直すことは長期的な課題であると整理し、今回は指名委員会等設置会社制度の見直しを検討するにとどめる場合には、見直しの目的をどのように考えるべきか。この点については、例えば、①既存の指名委員会等設置会社において生じている問題を解決することを目的とする、②既存の指名委員会等設置会社において生じている問題を解決するだけでなく、指名委員会等設置会社への移行の支障を取り除くことや、更に進んで移行を促すことも目的とするといった方向性などが考えられる。

#### (2) 既存の指名委員会等設置会社において生じている問題を解決するための見直し

前記1のとおり、取締役の一部のみで構成される指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有することは、特に取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しいとの指摘がある。このような指摘に対応するために、例えば、取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を取締役会に付与することなどが考えられるところである<sup>6</sup>。これに対しては、取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の全員が指名委員会の委

---

<sup>6</sup> 「取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を取締役会に付与する」ための具体的な方策については、(a)取締役会が指名委員会の決定を変更することができるものとする、(b)取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限の所在については現行法を維持しつつ、指名委員会の設置を任意的なものとするなどの様々な考え方がある。

員になればよく、制度の見直しをする必要はないとの考え方もあり得る。また、①指名委員会の権限を弱める方向性での見直しは、指名委員会等設置会社のガバナンスの後退と評価されるおそれがあるとの指摘、②機関設計の在り方を見直すことは長期的な課題であると整理するのであれば、将来の検討の支障とならないように留意する必要があるとの指摘もあり得るところである<sup>7</sup>。

また、そのほかに、既存の指名委員会等において生じている問題を解決するための見直しとして検討すべき事項（例えば、報酬委員会や監査委員会に関する事項等）はあるか。

### (3) 指名委員会等設置会社への移行のための見直し

仮に、既存の指名委員会等設置会社において生じている問題を解決するだけでなく、指名委員会等設置会社への移行の支障を取り除くことや、更に進んで移行を促すことをも見直しの目的とする場合には、前記(2)の事項以外に検討すべき事項はあるか。例えば、機関設計の在り方を見直すことは長期的な課題であると整理するとしても、将来の検討をより円滑にするという観点から、現時点において検討すべき事項はないか。

---

<sup>7</sup> このような指摘に対応するために、例えば、業務執行と監督の分離という指名委員会等設置会社制度の基本的な考え方を徹底する趣旨で、執行役は各委員会の委員となることができないものとする（現行法においては、執行役は、監査委員会の委員を兼任することはできないが（会社法第400条第4項）、指名委員会及び報酬委員会の委員を兼任することはできる。）などをこの機会に検討するということも考えられる。

## 第2 株主総会の招集手続等に関する検査役を選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役を選任の申立権者に取締役及び監査役を追加することについて、どのように考えるか。

### (補足説明)

株主総会の招集手続等に関する検査役を選任の申立権者は、株式会社と一定の議決権を有する株主に限られている（会社法第306条第1項）<sup>8</sup>。

この点について、取締役及び監査役は、株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる（会社法831条1項）、検査役を選任の申立権者ではないため<sup>9</sup>、株主総会の決議の取消しの訴えが提起された場合における証拠を保全するために、株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる取締役及び監査役を検査役を選任の申立権者に含めるべきであるとの指摘がある。

もともと、一般に、取締役及び監査役は株式会社の利益のために株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができるものと考えられているところ<sup>10</sup>、取締役及び監査役が株式会社の利益のために株主総会の決議の取消しの訴えを提起するような場合において、株式会社が検査役を選任の申立てをしないとといった事態が実際に生じているのかについては、必ずしも明らかではない。むしろ、取締役及び監査役が株式会社の利益のために株主総会の決議の取消しの訴えを提起するような場合において、株式会社が検査役を選任の申立てをしないとといった事態は、通常では想定し難いようにも考えられる。

そこで、まずは、このような事態の有無についての御意見を伺った上で、このような事態が実際に生じている又は生じ得るのであれば、取締役及び監査役

---

<sup>8</sup> この制度は、株主総会が公正かつ円滑に運営されるために昭和56年の商法改正により新設されたものであり、検査役を選任の申立権者は株主のみであった。もともと、一部の株主が株主総会を混乱させるおそれがある場合に、株主総会の公正な運営や事後の紛争防止等の観点から、株式会社自身が検査役を選任を申し立てるニーズも十分に考えられるという理由で、平成17年に制定された会社法において、検査役を選任の申立権者に株式会社も加えられた（岩原紳作編『会社法コンメンタール7－機関(1)』（商事法務、2013年）〔青竹正一〕117頁～118頁、相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説』（商事法務、2006年）81頁）。

<sup>9</sup> 株主総会決議の取消しの訴えは、株式会社が被告となるため（会社法第834条第17号）、株式会社が提起することはできない。これに対し、検査役を選任は、非訟事件であって、株式会社がその相手方となるわけではないから、株式会社が申し立てることができる。株主総会決議の取消しの訴えと検査役を選任とで申立権者が異なるのは、訴訟か非訟かという性質の違いによるものであるとも考えられるところである。

<sup>10</sup> 岩原紳作編『会社法コンメンタール19－外国会社・雑則(1)』（商事法務、2021年）〔岩原紳作〕279頁～280頁。

にも検査役の選任の申立権を認めることの当否について更に検討するという手順で検討することが考えられるが、この点について、検討の手順も含め、どのように考えるか。

### 第3 株主提案権の議決権数の要件の見直し

株主提案権の議決権数の要件の見直しを検討することについて、どのように考えるか。

#### (補足説明)

取締役会設置会社においては、「総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は300個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主」は、会社法第303条及び第305条に規定する株主提案権を行使することができるものとされている（会社法第303条第2項、第305条第1項）。

この点について、株主提案権の要件のうち議決権数（300個以上の議決権）の要件については、株式数が多い株式会社や投資単位が小さい株式会社においては、保有比率がごくわずかの株主にも株主提案権が認められることになり、株主提案権が濫用される懸念があるとの指摘や、議決権数（絶対的基準）を株主提案権の要件とすること自体合理性を欠くなどの指摘がある。

もっとも、この点については、令和元年の会社法改正に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においても検討されたが、中間試案のパブリックコメントにおいて、300個以上の議決権という議決権数の要件の削除又は引上げは、300個以上の議決権という絶対的な基準が設けられた趣旨に反し、個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがあること、株主が提出することができる議案の数の制限に関する規定の新設によって株主提案権の濫用的な行使は一定程度排除することができると考えられるため、重ねて議決権数の要件を見直す必要性は乏しいこと、議決権数の要件の見直しを基礎付けるだけの立法事実がないことなどを理由に見直しをするべきではないとの意見が多数であったことなどを踏まえ、見直しはされなかった<sup>11</sup>。

そこで、まずは、議決権数（300個以上の議決権）の要件を見直すための立法事実の有無についての御意見を伺うのが相当であるようにも考えられるところである。例えば、300個以上の議決権を有するものの総株主の議決権の100分の1以上の議決権は有していない株主による株主提案権の行使が濫用的であることなどを裏付けるデータ等の有無を確認することなどが考えられるが、それ以外にも立法事実を裏付ける事実があるのかもしれない。その上で、立法事実を裏付けるような事態が実際に生じている又は生じ得るのであれば、議決権数（300個以上の議決権）の要件を見直すことの要否やその方向性に

---

<sup>11</sup> 竹林俊憲編『一問一答 令和元年改正会社法』（商事法務、2020年）69頁。

つて更に検討するという手順で検討することが考えられるが、この点について、検討の手順も含め、どのように考えるか。



#### 第4 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し

会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直しを検討することについて、どのように考えるか。

##### (補足説明)

会社法第297条（株主による招集の請求）の規定により招集された株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下「2項調査者」という。）を選任することができる（会社法第316条第2項）。

この点について、2項調査者は、会社法第358条（業務の執行に関する検査役の選任）に規定する検査役とは異なり、裁判所が選任するわけではないため、客観性・自律性が確保されていないとの指摘や、調査権限が広く解釈されて濫用のおそれがあるといった指摘がある。

もともと、実際に選任された2項調査者について、客観性・自律性に問題があったとか、調査権限が濫用されたといった事態が実際に生じているのかについては、必ずしも明らかではない<sup>12</sup>。

そこで、まずは、このような事態の有無についての御意見を伺った上で、このような事態が実際に生じている又は生じ得るのであれば、2項調査者制度の見直しの要否やその方向性について更に検討するという手順で検討することが考えられるが、この点について、検討の手順も含め、どのように考えるか。

---

<sup>12</sup> 上場会社においては、令和3年に株式会社東芝の株主総会で2項調査者が選任されている（株式会社東芝公表の令和3年2月17日付「臨時株主総会の開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」及び令和3年3月18日付「臨時株主総会の決議結果に関するお知らせ」）。

## 第5 書面交付請求制度の見直し

株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しを検討することについて、どのように考えるか。

### (補足説明)

令和元年の会社法改正により導入された株主総会資料の電子提供制度においては、株主総会資料の電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は、株式会社に対して、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができることとし、取締役は、書面交付請求をした株主に対して、電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないとされている（会社法第325条の5第1項、第2項）。

この点について、令和元年の会社法改正以降、コロナ禍により社会全体のデジタル化が一層進んだことなどを踏まえ、書面交付請求制度を維持することによる株式会社の負担等を考慮し、書面交付請求制度の見直しを検討すべきであるとの指摘がある。

もっとも、書面交付請求制度は、株主総会資料の電子提供制度を導入するに当たって、我が国においては、依然として高齢者を中心にインターネットを利用することが困難である者がおり、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮する必要があることを理由に設けられたものである<sup>13</sup>。令和元年の会社法改正以降、確かにインターネットを利用することが困難である者は減少しているとは考えられるものの、依然として一定の割合で存在することは否定できず、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮という観点からは、書面交付請求制度を見直すべきではないとの考え方もあり得るところである。

そこで、まずは、書面交付制度を見直すための立法事実の有無についての御意見を伺うのが相当であるようにも考えられるところである。例えば、株式を保有している者についてはインターネットの利用が困難である者が少ないといった事実はあるのか、それ以外に立法事実を裏付ける事実があるのかについて確認をすることが考えられる。また、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮することが必要であるとしても、必ずしも書面交付請求制度によらなければならないというのではなく、株式会社にとってより負担の少ない別の措置をとるものとするということも考えられないわけではないところ、株式会社における株主総会に係る実務の現状やインターネットを利用することが困難である株主の実情等に照らし、書面交付請求制度に代わる措置として合理的なものを考えることはできないであろうか。この点について、検討の手順も含め、どのように考えるか。

<sup>13</sup> 竹林俊憲編『一問一答 令和元年改正会社法』（商事法務、2020年）32頁。

## 第6 役員等の責任に関する見直し

役員等の責任に関し、①業務執行取締役も責任限定契約を締結することができるものとする、②株主による責任追及等の訴えの要件の厳格化するなどの見直しを検討することについて、どのように考えるか。

### (補足説明)

#### 1 責任限定契約及び株主代表訴訟等の役員等の責任に関する制度の沿革

役員等の責任については、非業務執行取締役等は責任限定契約を締結することができ（会社法第427条）、株主による責任追及等の訴え（株主代表訴訟）が認められているが（会社法第847条第1項、第3項）、これらの制度の沿革は、次のとおりである<sup>14</sup>。

株主代表訴訟は、昭和25年の商法改正により導入された制度である。もっとも、当時の株主代表訴訟は、株主の負担（訴え提起の手数料の納付等）が大きく、活用されていないとの指摘がされており、平成5年の商法改正により、株主代表訴訟の訴え提起の手数料を一定の額とする見直しが行われた（現在の訴え提起手数料は1万3000円である。）。そうしたところ、株主代表訴訟が急増したため、平成13年の商法改正により、経営判断の萎縮を防止する観点から、株主総会の特別決議や定款の規定に基づく取締役会の決議によって取締役の責任を一定の限度まで免除することが認められるとともに、社外取締役が責任限定契約を締結することができるものとされた（平成13年の商法改正では、社外監査役が責任限定契約を締結することは認められなかった<sup>15</sup>）。なお、社外取締役が責任限定契約を締結することができるものとされた理由は、「社外取締役は、過去でも現在でも、会社の業務を執行しない者ですから、必ずしも当該会社の業務に精通しているとはいえません。このような者に職務遂行に関して軽過失なのにもかかわらず、高額の損害賠償責任を負わせるのは酷でありますし、そのために有能な社外取締役の人材を確保することが困難となるからです。」などと説明されていた<sup>16</sup>。

<sup>14</sup> 詳細について、岩原紳作編『会社法コンメンタール19—外国会社・雑則(1)』（商事法務、2021年）〔岩原紳作〕438～443頁参照。

<sup>15</sup> その理由は、「社外監査役は、業務の適法性の監査しか行わず、その職務の範囲は社外取締役に比べて狭く、しかも、社外取締役ほどには予期せぬ高額の賠償を負う可能性は低いので、社外監査役については、例外的な事前の責任限定契約の必要性が低いと考えられたからです。また、事前の責任限定契約が認められなくても、社外監査役の人材確保が困難とはいえませんが、それでもあります。」と説明されていた（太田誠一ほか『コーポレート・ガバナンスの商法改正—株主代表訴訟の見直し—』（商事法務、2002年）147～148頁）。

<sup>16</sup> 太田誠一ほか『コーポレート・ガバナンスの商法改正—株主代表訴訟の見直し—』（商事法務、2002年）112～113頁。

その後、平成17年の会社法の制定により、社外監査役、会計参与及び会計監査人も責任限定契約を締結することができるものとされ、平成26年の会社法改正により、社外取締役ではない取締役のうち業務執行取締役ではない取締役及び社外監査役ではない監査役も責任限定契約を締結することができるものとされた（会社法第427条第1項）<sup>17</sup>。

さらに、令和元年の会社法改正により、①補償契約（会社法第430条の2）及び②役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3）に関する規定が新設された。

## 2 見直しの方向性

責任限定契約については、経営者の適切な経営判断を促す観点や人材確保の観点等から、業務執行取締役も責任限定契約を締結することができるようにすべきであるとの指摘がある。もっとも、このような指摘については、平成28年7月1日の会社法研究会（第6回）においても議論され、そこでは、①人材確保という点で役に立つといった積極的な意見、②損害の填補の観点から懸念がある、立法事実があるのかといった消極的な意見があったが<sup>18</sup>、令和元年の会社法改正においては見直しの対象にはならなかった。

また、株主代表訴訟については、株主によって提起される責任追及等の訴えの中には、株式会社の利益に反すると評価されるものがあるとの指摘や、要件が緩すぎるのではないかとといった指摘がある。もっとも、このような指摘については、令和元年の会社法改正に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においても検討の対象となったが、「近年、株主によって提起さ

---

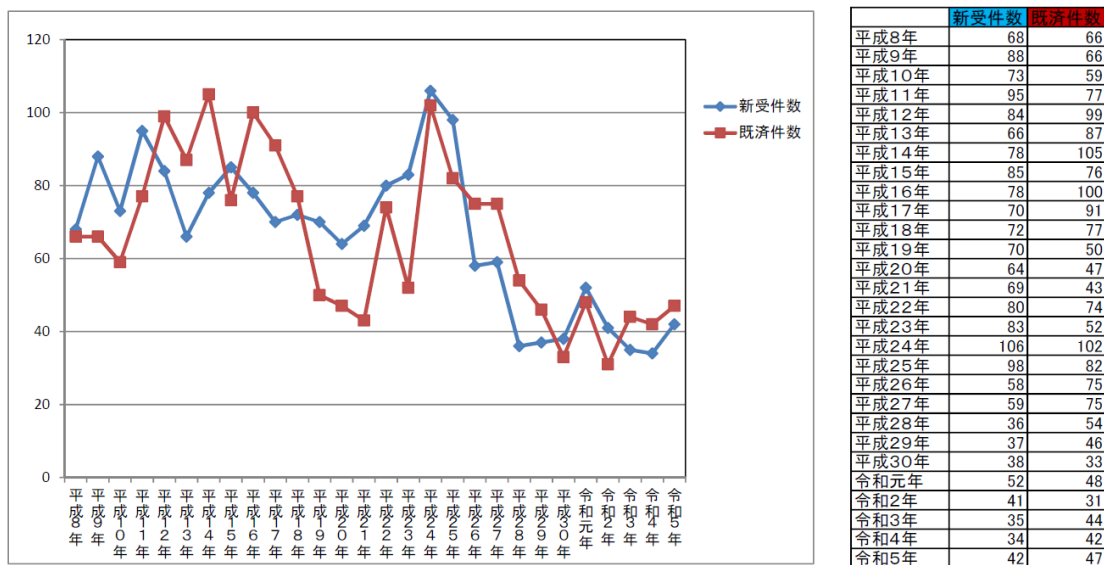
<sup>17</sup> 平成26年会社法改正の理由は、「改正法において社外取締役および社外監査役の要件を厳格化することに伴い（中略）、これまで社外取締役または社外監査役として責任限定契約を締結することができた者が、社外取締役または社外監査役の要件を満たさないこととなって、これを締結することができなくなる場合があります。しかし、業務執行を行わず、業務執行の監督・監査を中心に行う者の人材確保という観点からすれば、そのような者であっても、責任限定契約を締結することができることとするのが相当であると考えられます。また、業務執行取締役等（第2条第15号イ参照）でない取締役や監査役は、社外取締役や社外監査役でなくとも、自らは業務執行を行わず、専ら経営に対する監督・監査を行うことが期待されており、また、その責任が発生するリスクを自ら十分にコントロールすることができる立場にあるとはいえないことにおいて、社外取締役または社外監査役と変わりありません。そのため、このような者についても、賠償責任を負う額を責任限定契約により事前に確定することができるようにすることが適切であると考えられます。」と説明されている（坂本三郎編『一問一答 平成26年改正会社法〔第2版〕』（商事法務、2015年）129頁）。

<sup>18</sup> 平成28年7月1日会社法研究会（第6回）議事要旨10～12頁（<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/1443/20160701gijiyoshi.pdf>）。

れる責任追及等の訴えに係る訴訟の件数が減少していることや、責任追及等の訴えには、一般予防の観点から重要な機能があると考えられていることに鑑み、改正法においては、株主による責任追及等の訴えの提起を制限する措置を設けることはし<sup>19</sup>ないものとされた<sup>19</sup>。

なお、近時の株主代表訴訟の件数は、次のとおりである。

株主代表訴訟年別件数



(注)平成19年以前については資料版商事法務334号(2012年)72頁、平成20年以降について商事商事法務2362号(2024年)64頁に基づき作成。

責任限定契約及び株主代表訴訟等の役員等の責任に関する制度の沿革や近時の会社法改正における議論の状況等を踏まえると、まずは、これまでの累次の制度改正によっても、なお役員等の責任が過大であるがゆえに適切な経営判断や人材の確保を困難としているといった事態の有無についての御意見を伺った上で、このような事態が実際に生じている又は生じ得るのであれば、役員等の責任を見直すことの当否について更に検討するという手順で検討することが考えられるが、この点について、検討の手順も含め、どのように考えるか。

<sup>19</sup> 竹林俊憲編著『一問一答 令和元年改正会社法』(商事法務、2020年)234頁。

## 第7 会社法第462条第1項の責任の見直し

会社法第462条第1項（剰余金の配当等に関する責任）に規定する責任のうち、業務執行者及び同項各号に定める者（以下「業務執行者等」という。）の責任を緩和する見直しを検討することについて、どのように考えるか。

### （補足説明）

会社法第462条第1項は、株式会社が財源規制（会社法第461条第1項）に違反して自己株式の取得や剰余金の配当等をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者及び業務執行者等は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う旨を定めている<sup>20</sup>。

この点について、業務執行者等の責任が重すぎるのではないかとの指摘があり得る。

もともと、会社法第462条は、財源規制の違反を抑止し、違反があった場合に義務の履行を通じて会社財産を確保し、債権者の保護を図ろうとする規定であるとされている<sup>21</sup>。また、近時、計算ミス等により分配可能額を超える剰余金の配当等が行われた事案が発生しているものの、会社法第462条第1項の責任が重すぎて不合理であるとの指摘は見当たらないように思われる。

そこで、まずは、会社法第462条第1項の規定をそのまま適用するのが不合理であるといった事態の有無についての御意見を伺った上で、このような事態が実際に生じている又は生じ得るのであれば、同項に規定する業務執行者等の責任を緩和することの可否やその方向性について更に検討するという手順で検討することが考えられるが、この点について、検討の手順も含め、どのように考えるか。

---

<sup>20</sup> 業務執行者等の負う義務は、第461条第1項各号に掲げる行為の時における分配可能額を限度として、総株主の同意により免除できる（会社法第462条第3項）。

<sup>21</sup> 森本滋＝弥永真生編『会社法コンメンタール11—計算等(2)』（商事法務、2010年）〔黒沼悦郎〕195頁。